2　競争参加資格
⑴　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の契約規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和７年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、令和７年３月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の契約規則第６条の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長が定める資格を有する者であること。
⑷　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒187―8587 東京都小平市学園西町１―29―１　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構管理部会計課契約係　目黒　　哲
電話：042―307―1526
E-mail：k-keiyaku@niad.ac.jp
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴において原則メールにて交付するので、メールアドレス宛に交付希望の旨を連絡すること。
⑶　入札書の受領期限　令和８年４月13日（月）17時00分
⑷　開札の日時及び場所　令和８年５月７日（木）15時00分　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構　小平本館
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長が判断した入札者であって、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の契約規則第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、仕様書で指定する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、必須としていた項目の最低限の要求条件をすべてみたしている性能等を提案した入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した次順位者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HATTORI Yasunao, President, National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Survey, Analysis, and Procurement Support Services for the Development of a Data Platform for a New Evaluation Framework for Universities and Colleges 1 set
⑷　Fulfillment period : From date of contract through 31 March, 2027
⑸　Fulfillment place : The places specified by President
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 4 and 5 of the Regulation concerning the Contract for National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education,
B　have the Grade A or Grade B qualification during fiscal 2025 in the Kanto・Koshinetsu area in offer of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　meet the qualification requirements which President, National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education may specify in accordance with Article 6 of the Regulation,
D　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　13 April, 2026
⑻　Contact point for the notice : MEGURO Satoshi, Accounting Division, Department of Administration, National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education, 1―29―1, Gakuennishimachi, Kodaira-city, Tokyo 187―8587 Japan, TEL 042―307―1526
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月３日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
財務契約部長　松本　尚也

◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08
○第 07―1536― 2 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等件名及び数量　構造物試験用制御装置の製作　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　令和10年２月29日
⑸　納入場所　仕様書による。
⑹　入札方法
①　総価で行う。
②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構競争参加者資格審査又は国の競争参加者資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、当該年度における「物品の製造」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。
⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構財務契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。